

「規制改革ホットライン」への提案内容と国土交通省回答

東京国際空港の発着枠における規制値の緩和

提案の 具体的内容等	<p>【具体的内容】</p> <p>東京国際空港の国際ハブ空港としての機能強化に向けて、発着枠に設けられている規制値を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>東京国際空港の発着枠については、以下の通り各種の規制値が設けられている。</p> <p>(a) 1時間あたりの発着便数(出発方面別にも便数規制あり)</p> <p>(b) 15分あたりの発着便数</p> <p>(c) 5分あたりの発着便数</p> <p>各規制値は管制処理能力を踏まえて定められており、定時運航に寄与しているものである。しかし、スライディングスケール(運用方向別の滑走路処理容量算定シミュレーション)の導入・深化等により規制値を部分的に緩和できる余地が残されている。</p> <p>規制値の緩和により、利用者の使いやすい時間帯にダイヤを設定できる。また、機材繰りに余裕ができ定時運航に寄与するといった効果が期待できることから、国際ハブ空港としての機能強化にも資するものである。</p>	
提案主体	日本経済団体連合会	
所管官庁	国土交通省	
所管省庁の 検討結果	<p>昼間時間帯(06:00-22:55)の規制値は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間あたりの発着回数の上限值(出発回数/到着回数) <li style="padding-left: 20px;">06:00~06:55 : 40回/5回 <li style="padding-left: 20px;">07:00~07:55 : 35回/5回 <li style="padding-left: 20px;">08:00~21:55 : 37回/37回 <li style="padding-left: 20px;">22:00~22:55 : 5回/40回 <ul style="list-style-type: none"> ・1クォーター(※)(15分間)あたりの発着回数の上限值 : それぞれ10回 <p>ただし、06:00~07:55の出発、21:00~22:55の到着の上限値は11回(隣接する時間帯を含め連続しないこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分間あたりの発着回数の上限值 : それぞれ6回(6回の連続は不可) <p>※ クォーターとは1時間を4分割にしたものの一つ</p> <p>第1クォーター:00、05、10分、第2クォーター:15、20、25分、第3クォーター:30、35、40分、第4クォーター:45、50、55分</p>	
	措置の分類	検討
	該当法令等	<p>航空法第107条の3</p> <p>国土交通省通達「東京国際空港における発着調整基準に係る運用基準」、「東京国際空港の発着枠の利用について」、「東京国際空港における発着調整基準について」</p>
	措置の概要 (対応策)	<p>1時間あたりの発着回数については、空港運用の慣熟度を検証しつつ、平成26年の国際線ターミナルの拡張工事に併せて40回に増やす予定です。</p> <p>なお、5分あたりの上限值については、ダイヤの平準化を図り、定時性を確保しつつ、安全かつ円滑な空港の運用を確保する観点から設定しているものであり、増加は困難です。</p>